

第14回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、平成30年8月6日(月)午後1時30分より、第14回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号報告 特定農地貸付けの解除による通知について

(出席委員)

1番 久世谷 幸治	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
5番 古川 嘉嗣	6番 井内 英樹	7番 多羅尾 英樹	9番 辻 四一郎
10番 吉田 利一	11番 高田 悦和	12番 小島 佳剛	13番 水主 哲寛
14番 山本 晃一郎			

(欠席委員)

8番 中西 秀友

(農地利用最適化推進委員)

北浦 荘平 村田 昇造 江口 淳司 北村 嘉朗

(事務局)

西岡 局長 西村 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は中西委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 3 名、欠席委員 1 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、水谷推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 1 4 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、多田委員、徳田委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、井内委員、小島委員です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1 件のご説明を申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">【第 1 号議案、 1 番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号 1 につきましては、農地中間管理事業の特例、すなわち農地売買等事業の出し手に係る利用集積計画でございます。所有権を移転する者は、農業従事者の減少に伴い農地の集約化を図る必要があることから、当該農地を譲渡したいとのことでございます。</p> <p>本件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の規定により、農用地利用集積計画の内容が「宇治市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に適合していることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、小島委員より現地調査の報告をお願いします。</p>

小島委員	<p>報告します。去る7月25日、事務局の案内で井内委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の伊勢田町の利用状況ですが、作付けはされておりましたが、水張りが施され保全管理されている休耕田でした。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>現地は休耕田でしたか。</p>
小島委員	<p>昨年のお米の株が残っており、そこから稲が伸びていましたが、雑草は生えていませんでした。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって、「第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>引き続きまして、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」一括して3件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第2号議案、1番から3番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1から番号3につきましては、いずれも被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>続きまして、小島委員より番号 1 につきまして現地調査の報告をお願いします。</p>
小島委員	<p>報告します。去る 7 月 2 5 日、事務局の案内で井内委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の小倉町 、 、 、 及び の利用状況ですが、一体で利用されている状態でした。伊勢田町 のみ離れた場所に所在しています。</p> <p>7 筆全て水稲が作付けされ、雑草もなく、畦も含めて適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、井内委員より番号 2 及び 3 につきまして現地調査の報告をお願いします。</p>
井内委員	<p>報告します。去る 7 月 2 5 日、事務局の案内で小島委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 2 の槇島町 、並びに槇島町 、 及び の利用状況ですが、水稲が作付けされており、きれいな状態で適正に管理されていました。</p> <p>番号 3 の槇島町 、 、 、 及び の利用状況につきましても、水稲が作付けされており、きれいな状態で適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第 2 号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>番号 1 及び 3 の相続人は市外に在住されていますが、所有農地の面積に対して申請された面積が少ないのはおそらく他市に所有されているからですね。</p> <p>番号 2 の相続人は市内に在住されていますが、こちらも所有農地に対して申請されている面積が少ないです。他に所有されている農地は納税猶予を受けられないのでしょうか。</p>
局 長	<p>番号 2 の相続人は、当該地の他に宇治田原町に 1 反半ほどお持ちですが、納税猶予を受けないとのことでした。更に京都市に 3 反弱ほどお持ちですが、そちらについては京都市にて納税猶予を受けられるとのことでした。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p>

<p>議 長</p> <p>局 長</p>	<p>異議なしの声</p> <p>ただ今の異議なしをもって「第 2 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。引き続きまして、専決処分の報告について、事務局より報告願います。</p> <p>それでは、第 1 号報告から第 3 号報告まで一括してご説明申し上げます。</p> <p>お手元の資料に基づきまして、「第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について」3 件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第 1 号報告、1 番から 3 番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号 1 につきましては、単身者向け共同住宅を建築される予定です。なお、平成 30 年 6 月 25 日に都市計画法第 29 条による開発許可を受けておられます。</p> <p>番号 2 につきましては、北側隣接の自己所有宅地の拡張のため、住宅敷地として整備される予定です。なお、隣接しておりますが、第 2 号報告番号 1 の分譲宅地造成による開発区域とは別になります。</p> <p>番号 3 につきましては、顛末書が付けられております。顛末書によりますと、農地転用の届出を失念され、平成 13 年頃から 6 台分の露天駐車場として整備し、今日まで使用されてきたとのことでございます。</p> <p>以上 3 件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>引き続きまして、「第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について」2 件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第 2 号報告、1 番から 2 番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号 1 につきましては、分譲宅地として整備される予定です。なお、平成 30 年 7 月 4 日に都市計画法第 29 条による開発許可を受けておられます。</p> <p>番号 2 につきましては、譲受人が所有する西側に隣接した宅地と合わせて、露天駐車場として整備される予定です。</p>
-----------------------	---

	<p>以上2件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>引き続きまして、「第3号報告 特定農地貸付けの解除による通知について」1件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第3号報告、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>本件につきましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成22年9月8日に本農業委員会において承認致しました特定農地貸付けによる市民農園でございます。</p> <p>貸人が平成30年2月にお亡くなりになったことにより、相続人自ら耕作を行うため、同年6月30日をもって借人との間で当該特定農地貸付けは解除された旨を明記した解除通知書を、同人より同年7月13日付けで受理いたしましたので報告します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。
徳田委員	第1号報告の番号3についてですが、平成13年から駐車場として利用していて、今になって届出が出てきたのは何故ですか。
局 長	農林茶業課の転作確認により現地の農地性がなくなっていることが判明し、所有者へ連絡が入ったと聞いております。どうすればいいのか事務局へご相談があり、顛末書付きで4条届出をご案内した経過はございます。今まで届出がなされなかった理由は分かりません。
議 長	推測になりますが、今のうちに財産を整理しようとして調べたら、農地だと判明したのかもしれない。
徳田委員	届出する前に現地を転用してしまっているも、顛末書付きなら届出を受理してもらえるんですね。
議 長	仰るとおりです。だからこそ、転用されている農地を見逃すことがないよう、地元の委員さん方には目を光らせていただきたいと思います。

<p>議 長</p>	<p>他にご意見等はありませんか。</p> <p>なしの声</p> <p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件はすべて終了いたしました。</p>
------------	--

(午後2時00分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____